

第5章

地域共生社会の実現を見据えた 地域包括ケアシステムの更なる深化・推進

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

第5章 地域共生社会の実現を見据えた地域包括ケアシステムの更なる深化・推進

1 宇都宮市の地域包括ケアシステムの姿

全国的に少子高齢化が進む中、本市でも高齢化率が25%を超え、既に超高齢社会に突入しています。このまま少子高齢化が進むと、医療や介護などの公的なサービスを必要とする人が多くなるだけでなく、それを支える働き世代の人の負担が大きくなってしまいます。また、高齢単身者世帯の増加や、新型コロナウイルス感染症の発生などに伴い、高齢者の社会・他者との繋がりや介護予防の推進がますます重要視されているなど、高齢者を取り巻く社会環境は、更に大きく変化しています。

このような中、高齢者が、いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくためには、医療や介護などの公的サービスを充実することはもちろんのこと、高齢者一人ひとりが元気なうちから介護予防に取り組んだり、高齢者の暮らしやすい地域づくりに向け、身近な地域の支え合い活動に参加したりすることが大切です。

そこで、本市では、地域に住む高齢者を地域全体で役割分担しながら包括的に支えていくための仕組みである「地域包括ケアシステム」の深化・推進に向けた取組を進めています。

(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進に係る7つの取組

本市における地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組は、国が示す「医療」「介護」「介護予防」「住まい」「生活支援」の5つの分野に、在宅での療養生活を支える上で重要となる「医療・介護連携」と、後期高齢者の増加に伴い更に取組の重要性が高まる「認知症対策」を加えた7つの分野において重点的に実施しており、高齢者の相談窓口である地域包括支援センターや、医療・介護・地域などの関係団体、行政が連携して、この7つの取組を支援しています。(124～125ページを参照)

また、本市では、日常生活に密着した都市機能の誘導・集積や、公共交通ネットワークの充実などを図る「ネットワーク型コンパクトシティ（NCC）」の形成に取り組んでいるところであり、外出しやすい環境などの都市構造の強みを活かしながら、地域包括ケアシステムの深化・推進を図っています。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

公的サービス・支援と市民の主体的な取組の効果的な組み

- ：公的サービス・支援
- ：市民の主体的な取組



医療

在宅医療を含む必要な医療資源が確保され、質の高い医療を提供する。

- 地域のかかりつけ医と専門病院の連携の促進
- 在宅医療や在宅での看取りが行える体制の充実
- 患者急変時に対応できる医療機関の確保
- かかりつけ医、歯科医、薬局を持つ
- 医療に対する正しい理解に基づく自分らしく自立した生活の実現に向けたサービス利用
- 終末期に受けたいケアを考え共有する人生会議（ACP）の実施 など

医療・

医療の機能分化や医療・介護の円滑な連携を図る。

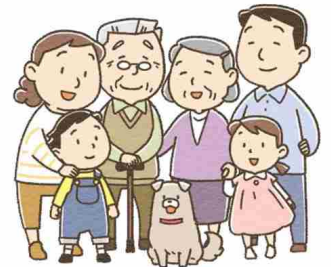
- 入院と在宅医療における
- 在宅における医療・介護
- 医療・介護連携を支える後方支援体制の充実
- 入院から在宅医療・介護支援が受けられることを生活を送る など



生活支援（地域支え合い）

地域の支え合い体制を推進し、生活上のニーズに対応した多様なサービスの提供や支援を行う。

- 地域の支え合い活動に対する援助・支援
- 地域の支え合い活動への参加・協力 など



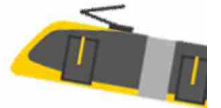
市



介護予防（健康づくり）

外出しやすい環境を整備するとともに、身近な地域で健康づくりや生きがいづくりが行える体制を整備する。

- 地域連携ICカードを活用した外出支援の推進
- 地域別データ分析を活用した介護予防活動の支援
- 自主グループへのリハビリテーションに関する専門職の派遣
- 積極的な外出や様々な活動を通じた生きがいのある活動的な生活
- 介護予防活動等への積極的な参加 など



関係機関等

地域包括ケアシステムの考え方について理解するとともに、行政等と連携し、地域包括ケアシステムの構築に向けた様々な取組に参加・協力する。

地域包括支

市民にとっての身近な相談生社会の実現に向けた中心的関係機関等との連携のもと、対する支援を行う。

- ・「ネットワーク型コンパクトシティ（NCC）」の取組により、公共交通の利便性の確保・充実により外出しやすい環境を整備
- ・あわせて、高齢者が利用しやすいNCCの拠点などで地域包括

合わせにより、地域包括ケアシステムの深化・推進を図る

介護連携

介護の連携を進め、入退院時に

切れ目ない医療の提供
サービスの一体的な提供
地域包括支援センターに対し

サービスの利用まで様々な
理解し、希望に沿った在宅



介護

利用者の自立支援に向けて適切なサービスを計画し、質の高いサービスを提供する。

- 施設・居住系サービスや地域密着型サービスの確保・充実
- 介護人材の確保、介護従事者の資質向上
- 身体的・精神的負担の多い介護者の負担軽減を図る環境整備
- 介護サービスに対する正しい理解に基づく自分らしい生活の実現に向けたサービス利用 など



自立した生活の実現に向け、
身体状況等に応じた様々な
取組に主体的に取り組む。

認知症対策

認知症の人の意思を尊重し、住み慣れた地域の良い環境で自分らしく生活できる環境をつくる。

- 認知症に関する正しい知識・理解の普及啓発
- 認知症の人やその家族に対する支援体制の構築
- 認知症の人を温かく見守る応援者となる
- 具体的な支援活動に参加し、認知症の人をより身近でサポートする など

民



住まい

居住ニーズに応じた住まいを確保するとともに、安心・快適な住環境を整備する。

- 住宅のバリアフリー化の推進
- 高齢者向け住宅（サービス付き高齢者向け住宅や軽費老人ホームなど）の普及促進
- 身体状況や希望に応じた住まいの選択 など



支援センター

窓口であると同時に、地域共
な機関として、市民や様々な
圏域内の様々な分野の取組に



行政

様々な関係者との連携のもと、地域包括ケアシステムの
持続・発展のための体制整備に向けた各種事業を実施
する。



日常生活に密着した都市機能の誘導・集積が図られるとともに、
支援センターや行政が中心となり、相談に応じる体制を構築

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

各分野における主な施策・事業

分野	主な施策・事業
医療	<ul style="list-style-type: none"> ○ 在宅医療等に関する体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療・介護関係者への研修（参入促進，スキルアップ） ・ 在宅医や訪問看護ステーション，病院などの連携体制の強化
介護	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護保険サービスの安定的な確保 <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設・居住系サービスや地域密着型サービスの計画的な整備 ・ 多様な主体によるサービス（基準緩和型，住民主体型）の確保 ・ 県と連携した介護現場の参入促進や介護ロボット等の活用による離職防止などの介護人材の安定的な確保（★） ・ AIを活用したケアプラン作成への支援（★）
医療・介護連携	<ul style="list-style-type: none"> ○ 在宅医療・介護連携体制の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療・介護従事者向け相談窓口の運営（市内5ブロック） ・ 医療・介護資源の情報を集約した検索サイトの運営
認知症対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 認知症の人や家族が暮らしやすい地域づくり <ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症サロン（オレンジサロン）の運営 ・ 認知症サポーターや認知症パートナーの養成・支援（★） ○ 認知症ケア体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症初期集中支援チームの運営 ・ 定期的なもの忘れ相談会の開催（★）
生活支援 （地域支え合い）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域における支え合い体制の基盤づくり <ul style="list-style-type: none"> ・ ICTを活用した地域包括支援センターの機能強化（★） ・ 市内39地区での第2層協議体の運営 ・ 生活支援コーディネーターの配置 ・ 地域におけるはいかい高齢者等の見守りや早期発見を支援するための仕組みづくり（★）
介護予防 （健康づくり）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 身近な地域で介護予防・健康づくりが行える環境整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者等地域活動支援ポイント事業 ・ 地域連携ICカードを活用した高齢者外出支援事業（★） ・ 地域別データ分析の活用やリハビリテーション専門職との連携による自主グループの育成・支援（★） ・ 保健事業と介護予防との一体的実施（★）
住まい	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者の自立した生活を支える住環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者にやさしい住環境整備補助事業 ・ 高齢者の状況に応じた高齢者向け住宅の普及促進（★）

※ 「★」は新規・拡充事業

(2) 身近な地域から市域全体までの重層的な体制の構築

地域包括ケアシステムの深化・推進は，身近な地域から市域全体までの重層的な体制により，様々な取組が行われています。（128～129 ページを参照）

ア 地区連合自治会圏域（39地区）

高齢者にとってより身近な地区連合自治会圏域では，介護予防教室やサロンなどの「介護予防（健康づくり）」や，見守りをはじめとする「生活支援（地域支え合い）」など，日常生活に必要な支援や地域資源を確保することが大切です。

特に、地区連合自治会圏域ごとに設置している第2層協議体では、第2層生活支援コーディネーターなどを中心に、地域における居場所づくりや、支え合い活動の更なる充実に取り組んでいるところであり、こうした活動は、地域の元気な高齢者の活躍の場の創出にもつながっています。

また、高齢者が安心して暮らせる「住まい方」や「住まい」の選択が可能となるよう、手すりや段差の解消などの住宅改修を支援するとともに、サービス付き高齢者向け住宅や軽費老人ホームなど、高齢者の希望や状況に応じた多様な住宅の確保にも取り組んでいます。

イ 日常生活圏域（25地区）

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活するためには、必要なサービスを身近な地域で受けることができる体制を整備する必要があります。

そのため本市では、市内を25の圏域に分割した日常生活圏域（圏域図は84ページを参照）ごとに、高齢者の様々な相談に応じる地域包括支援センターを配置するとともに、小規模できめ細かな対応が可能な施設や24時間何回でも対応できる訪問サービスなど、利用者のニーズに応じた柔軟な介護サービス（地域密着型サービス）を計画的に整備しています。

そのほか、医療・介護については、身近な地域において確保が求められるサービス（訪問看護、訪問介護など）から、市域全体で必要量の確保が求められるサービス（介護老人福祉施設など）まで様々であり、それぞれのサービスの性質に応じ、必要とされる地域において、必要なサービスの確保を進めています。

ウ 市域全体

市民に身近な地区連合自治会圏域や日常生活圏域において、介護予防（健康づくり）や生活支援（地域支え合い）、医療・介護が連携したサービス提供などを更に充実させるためには、地域や地域包括支援センターなどに対する専門的な支援や、連携強化に向けた検討や働きかけなど、より広範囲における支援が求められます。

そのため、行政が医療・介護連携支援センターを担う宇都宮市医師会等の関係機関や、第1層協議体（宇都宮市社会福祉審議会 高齢者福祉専門分科会）と連携しながら、市域全体における支援体制を構築するとともに、市内を一定のブロックに分けた取組など、各事業の趣旨に応じた取組を実施しています。

第1章

第2章

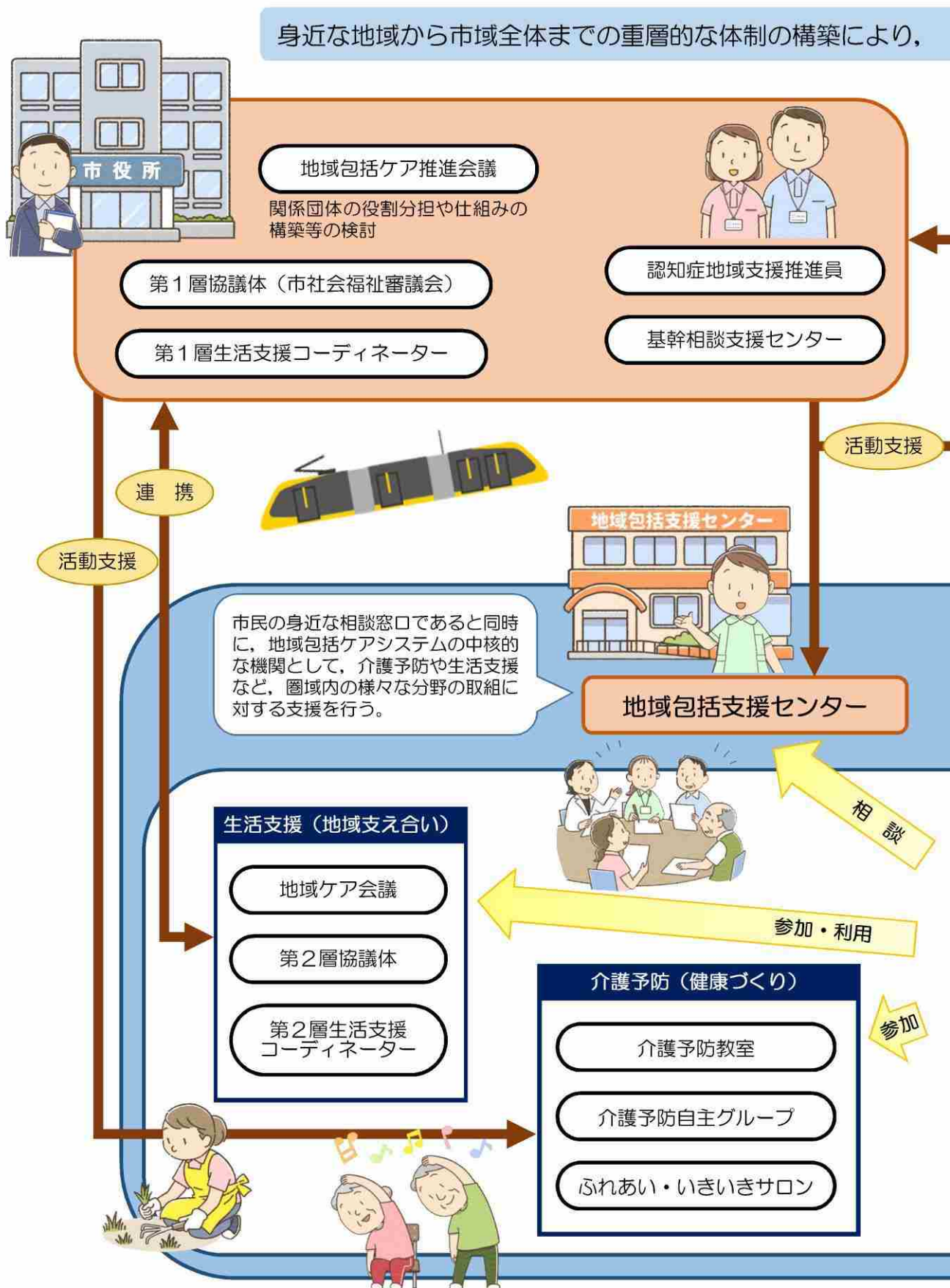
第3章

第4章

第5章

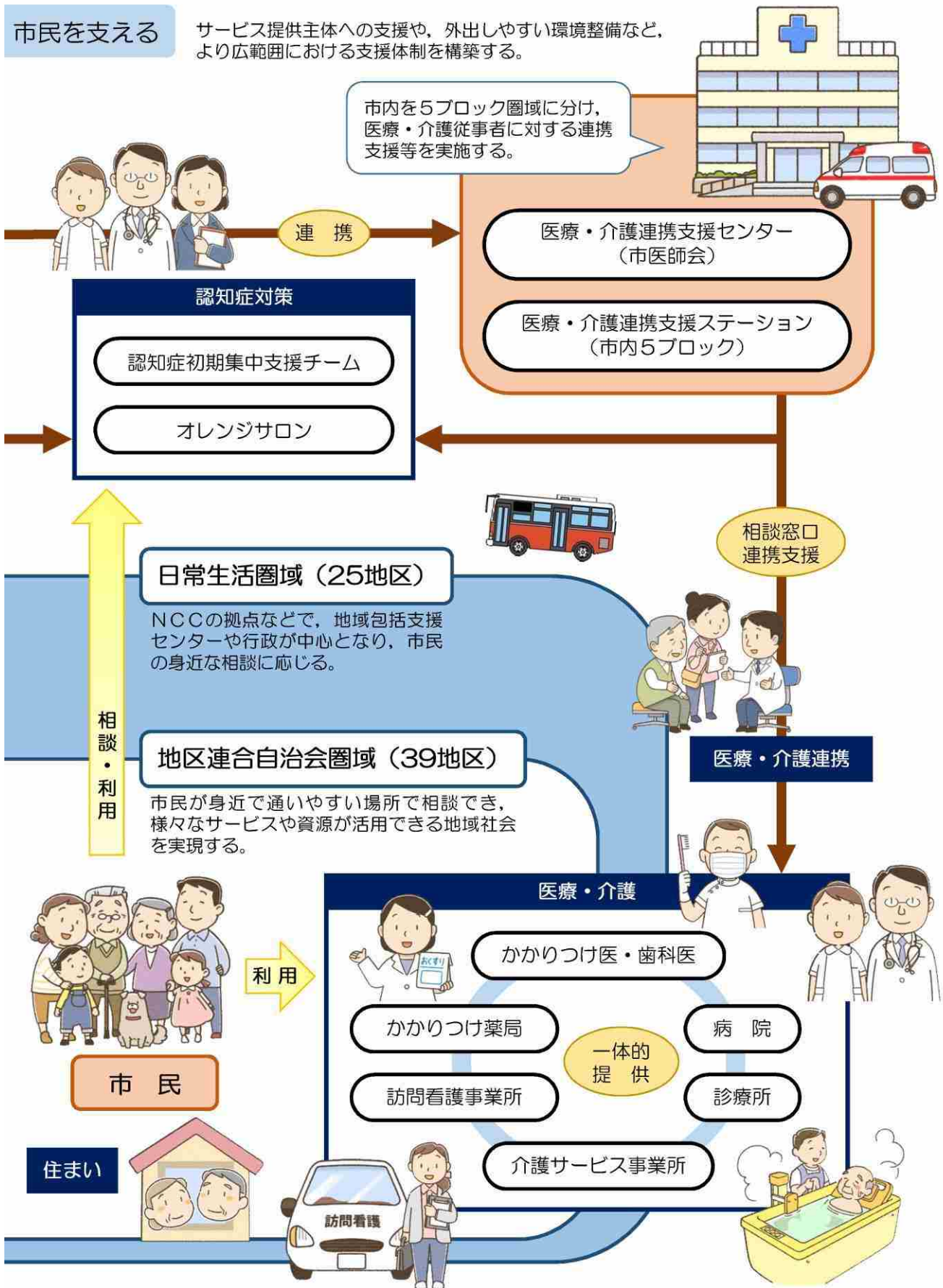
第6章

資料編



市民を支える

サービス提供主体への支援や、外出しやすい環境整備など、より広範囲における支援体制を構築する。



- 第1章
- 第2章
- 第3章
- 第4章
- 第5章
- 第6章
- 資料編

(3) 関係団体との連携

地域包括ケアシステムの深化・推進を図るため、医療や介護、福祉などの関係団体で構成する「宇都宮市地域包括ケア推進会議」を設置し、各分野の連携強化を進めるとともに、地域の特性や高齢者の実情に即した高齢者福祉施策の検討・実施・評価を行っています。

特に、「医療・介護連携」や「認知症対策」、「生活支援」などの重要な施策については、課題解決に向けた部会を設置して、課題の抽出を行うとともに、より具体的な対応策を検討・実施しています。

「宇都宮市地域包括ケア推進会議」の検討組織と主な検討内容

検討組織	主な検討内容
地域包括ケア推進会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた課題の抽出と対応策の検討 ・ 地域包括ケアシステムに係る周知啓発 など
生活支援部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活支援体制整備事業に係る検討 ・ 介護予防・日常生活支援総合事業に係る検討 など
地域療養支援部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在宅での療養や看取りに係る市民への普及啓発 ・ 退院支援や相談支援等の連携体制に係る検証 など
認知症対策部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症に係る市民への普及啓発 ・ 認知症初期集中支援チームの検証 など
研修部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従事者向け研修の企画・実施 など

「宇都宮市地域包括ケア推進会議」の様子



2 地域共生社会と地域包括ケアシステム（今後の方向性）

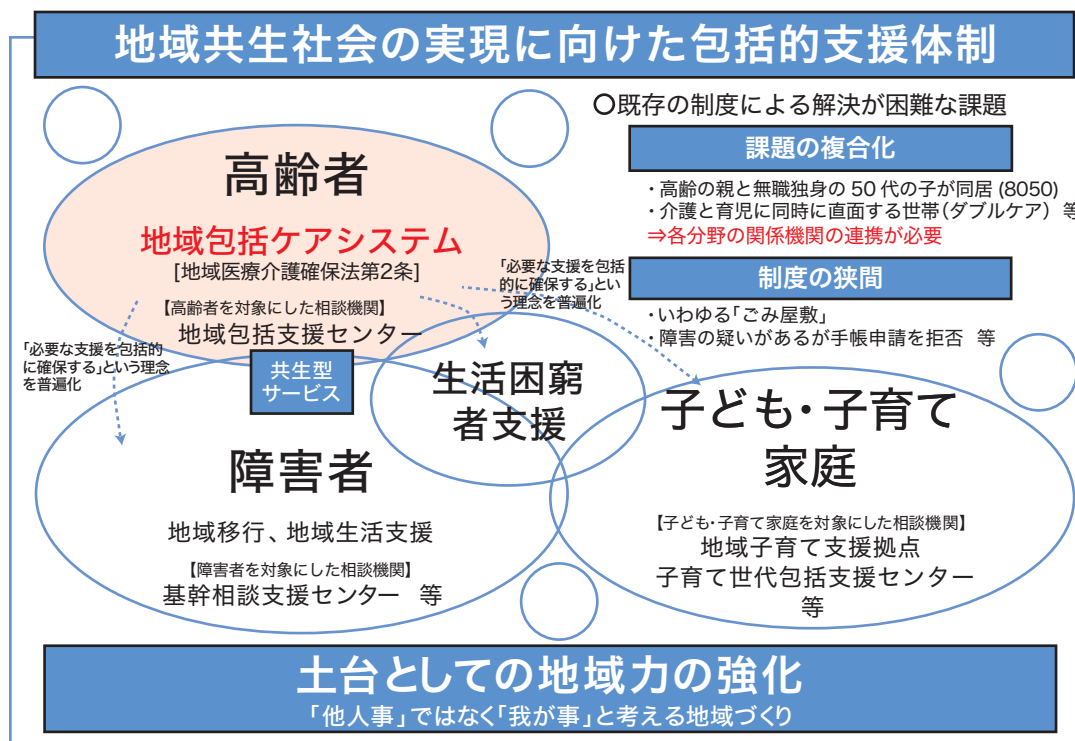
(1) 地域共生社会について

「地域共生社会」とは、国において、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会と定義されており、年齢や性別、障がいの有無などに関わらず、すべての人が自分らしく幸せに暮らすことのできる社会のことです。

(2) 地域共生社会と地域包括ケアシステムの関係

地域共生社会は、高齢者のみならず、障がい者や子どもなど生活上の困難を抱える方が地域において自立した生活を送ることができるよう、地域包括ケアの理念を普遍化し、地域住民による支え合いと公的支援が連動して地域を「丸ごと」支える包括的な支援体制を構築することで、切れ目のない支援を実現することを目指しています。

そのため、高齢者の地域での生活を支える地域包括ケアシステムは、今後、高齢化が一層進む中で、地域共生社会の実現に向けた「中核的な基盤」となり得るものです。



出典：厚生労働省

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

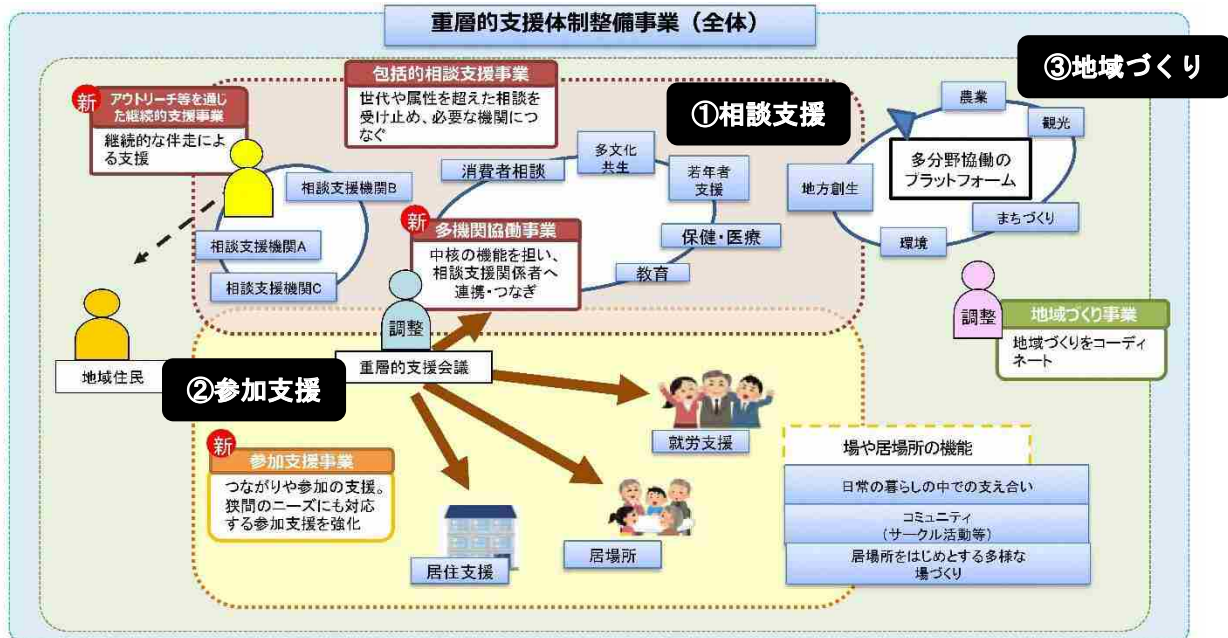
資料編

また、地域共生社会の実現に向けては、平成29年の改正社会福祉法により、包括的な支援体制を整備することが、市町村の努力義務とされたところであり、さらに、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」(令和2年法律52号)においては、令和22(2040)年を見据えて、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の重層的な支援体制として「重層的支援体制整備事業」の創設が位置付けられました。

この重層的支援体制整備事業は、既存の介護、障がい、子ども、生活困窮の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、

- ① 相談支援（高齢者・障がい者・子どもなど、分野を超えた課題を丸ごと受け止める相談支援）
 - ② 参加支援（本人・世帯の状態に合わせ、地域資源を活かしながら、就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する支援）
 - ③ 地域づくり（地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援）
- を一体的に実施するものです。

重層的支援体制整備事業（イメージ図）



出典：厚生労働省（一部加工）

このような中、本市におきましても、重層的支援体制整備事業の実施に向けた検討を進めることとしており、今後は、社会福祉法に基づく「重層的支援体制整備事業」等の社会福祉基盤の整備と合わせて、介護保険制度に基づく地域包括ケアシステムの推進や、地域が一体となったまちづくり、「ネットワーク型コンパクトシティ（NCC）」の形成による都市整備などを一体的に取り組むことで、地域共生社会の実現を目指す必要があります。

(3) 地域共生社会の実現を見据えた今後の取組

これまでの地域包括ケアシステムの構築に係る様々な取組については、より一層の強化・充実を図るとともに、将来の地域共生社会の実現を見据え、社会福祉法に基づく「宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり計画（地域福祉計画）」との整合を図りながら、障がい者や子どもなどの分野を超えた連携強化に向け検討を進めるなど、以下のような取組により、地域包括ケアシステムの更なる深化・推進を図ります。

[主な取組]

- ・ 高齢者をはじめ、障がい者や子どもなどの分野を超えた相談を受け止める「(仮称)共生型地域包括支援センター」の設置に向け、その中心となる地域包括支援センターの機能強化を図っていきます。

また、市民が抱える複雑化・複合化した課題に対しては、多分野にまたがる支援機関のネットワークを活用し、円滑に対応する必要があることから、包括的な相談支援体制の構築に向け、地域包括支援センターや医療・介護連携支援ステーションなどを中心に、これまでに地域包括ケアシステムにおいて構築してきた医療・介護の連携体制について更なる充実を図るとともに、地域包括支援センターと障がい、子ども、生活困窮等の各相談支援機関との連携強化に向けた仕組みづくりやICTなどを活用した多機関における情報共有についても検討を進めます。

- ・ 高齢者の「生活支援」の充実に向けた第2層協議体における活動は、地域づくりにおいて重要な役割を果たすことから、本市においては、地域の調整役となる地域包括支援センターや第2層生活支援コーディネーター等との緊密な連携のもと、先進地事例など、その地域の状況に合わせた情報提供などを適宜行いながら、各地域における見守りや、支え合い、居場所づくりなどの活動がより一層活性化するよう支援していきます。

あわせて、子どもから高齢者まで世代を超えて交流できる居場所の整備や、地域の多様な関係者によるプラットフォームの形成・運営など、高齢者はもとより、障がい者や子どもなどの分野を超えた連携や多分野の参画などについて、地域の活動を支援していきます。

3 市民理解の促進

(1) 市民の主体的な行動に向けた理解促進

地域包括ケアシステムの構築は、地域で暮らす市民が、これまで以上に安心して安全な充実した生活を人生の最期まで送ることができる社会の実現を目指すものです。地域における人と人との支え合いや医療・介護などの公的サービスが複合化した、まさに“まちづくり”そのものです。そして、その“まちづくり”の主役は市民です。

特に、市民の身近な地域において必要とされる、ご近所同士のさりげない見守りや、ちょっとした困りごとへの助け合い、サロン活動などの居場所づくり、介護予防の自主活動など、それぞれの地域の住民主体の取組を充実させることが重要です。

また、在宅における医療や介護を推進していくためには、公的なサービスを整備するだけでなく、市民一人ひとりが、在宅療養について正しく理解し、必要な時に必要なサービスを選択できるようにすることも大切です。

こうしたことから、市民一人ひとりが、本市を取り巻く状況を把握するとともに、地域包括ケアシステムを推進することの重要性について理解し、市民自らが積極的に行動に移すことができるよう、本市では、広報紙や在宅療養パンフレット、ホームページなどの媒体や市民公開講座の開催、地区連合自治会圏域に設置している第2層協議体、保健・医療・福祉の関係機関・団体等の会合への参加など、あらゆる機会を通じて積極的に情報発信し、市民理解の促進を図ります。

(2) 新しい生活様式を踏まえた市民啓発

市民啓発の実施にあたっては、市民公開講座や身近な地域における出前講座などの開催に加え、オンラインによる講座の開催など、より多くの市民に発信できる実施形態や、新型コロナウイルス感染症などの拡大防止のための新しい生活様式を踏まえた市民啓発も併せて実施していきます。

本市が目指す「地域包括ケアシステム」の内容と、そのために市民の皆さん一人ひとりに取り組んでいただきたいことなどをまとめたパンフレットを作成していますので、是非ご覧ください。

